

＜富山県衛生研究所競争的研究資金等に関する推進体制＞

【責任体制】

最高管理責任者（第3条2項）
所 長
 所全体を統括し、競争的研究資金の管理について最終的な責任を負う
 ◎不正防止計画の策定及び実施を行う（第6条）

統括管理責任者（第3条3項）
次 長
 最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の管理について所全体を統括する責任と権限を持つ

コンプライアンス推進責任者（第3条第4項）
総務課長
 所における競争的研究資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ

【不正防止計画の実施体制】

不正防止計画の推進（第7条）
部 課 長 会（総務課所掌）
 (1) 競争的研究資金等の管理に係る実態の把握及び検証
 (2) 関係部局と連携し不正発生要因に対する改善策を講ずること
 (3) その他不正防止計画の推進に必要な事項に関すること

相談窓口（第8条）
総務課
 競争的研究資金等に係る事務処理
 手続に関し、明確かつ統一的な運用を図る

検収窓口（第9条）
総務課
 物品等の発注に基づく適正な給付の完了を確認する

通報窓口（第10条）
統括管理責任者（次長）
 競争的研究資金等の使用・管理に係る不正に関し、所内外からの通報を受ける

内部監査（第12条）
研究員及び総務課
 内部監査等を通じ、競争的研究資金の適正な執行を確保する